

大学発先端研究成果展開支援事業業務委託仕様書

1 事業の趣旨

滋賀県内大学が保有する先端研究分野の有望なシーズを対象に、研究を推進し、エビデンス検証や知的財産権の取得支援、実証実験を通じて技術の高度化と事業化につなげる。これにより、将来の国プロ獲得や本県産業の振興(成長産業の創出・強化)を目指す。

2 業務の名称

大学発先端研究成果展開支援事業業務

3 業務の期間

令和 8 年 10 月 13 日(予定)から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 作業場所等

委託業務実施に係る作業場所、使用機器および使用材料は、受託者で準備すること。

5 委託業務の内容

(1)研究のテーマ

企画提案者は、国の日本成長戦略会議で位置づけられている戦略 17 分野の「主要な製品・技術等」に関連する研究テーマのうち、「AI・半導体」「航空・宇宙」「資源・エネルギー安全保障・GX」に関連したテーマを設定し、研究を提案、実施すること。

(2)研究内容例

- ア 事業化を念頭に置いた基礎検証、エビデンスの積み上げ
- イ 知的財産権の取得支援、ライセンス可能な技術開発
- ウ 実証実験や社会実装に向けた取組
- エ 地元企業・産業界との連携、マッチングを通じた応用展開の推進

(3)実施条件

- ア 研究は学術的追求に終始せず、社会実装・産業応用を見据えた戦略性を有すること。
- イ 企業等の産業界や他機関との連携体制を構築し、地域経済振興につながる成果の創出を目指すこと。
- ウ 北部産業技術共創センターまたは南部産業技術共創センターと、共同研究の実施または予定していること。
- エ 研究成果は県および関係機関で共有し、適切に管理・公表すること。
- オ 本事業により得られた研究成果は、本事業の目的である県の産業振興施策への展開

を念頭に、得られた成果を活用して国等の競争的資金の獲得、県内企業の参画促進および産学官連携の強化を図り、社会実装による成長産業・先端産業の創出につなげていくことを目標とする。

6 備品の取り扱いについて

- (1) 研究に必要な備品については、原則として購入ではなくリースにより対応するものとする。
- (2) やむを得ず購入する場合は、その理由を添付の「備品購入必要理由書」に明示し、提出すること。
- (3) 研究により取得した設備等(備品を含む)の所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (4) 受注者は、履行期間終了後も当該設備等を使用する場合、発注者と物品貸付契約を締結するものとする。

7 委託業務完了後に提出する書類

- (1) 完了報告書(企画内容、実施状況、成果の詳細を含む)
- (2) 委託費使途明細書
- (3) その他県が指定する関連資料

8 再委託について

研究の一部を再委託する場合は、県の事前承認を得ること。

9 成果報告会の開催(予定)

現時点では、成果報告会の開催については未定であるが、開催の場合には、滋賀県商工労働部イノベーション推進課が主催する報告会において、研究成果の発表を行うことを求めるものとする。

10 留意事項

- (1) 研究においては、関連法規、倫理指針及び県の規定を遵守すること。
- (2) 軍事研究目的は禁止する。
- (3) 研究成果の公開や特許出願にあたっては県と事前協議すること。

備品購入必要理由書

設備装置名	
メーカー名・型番	
装置性能	
装置の説明	
必要理由	【研究開発に必要な理由等】 【リースではなく、購入が必要な理由】 【使用頻度】 【購入予定金額】 【関係企業・ベンダーとの調整状況（リース不可の確認根拠）】 【購入後の管理・保守体制】